

賀茂県主の原像

平成十四年九月三十日

藤木 文雄

はじめに

宝永年間に賀茂県主系図の新写の試みに携わった五人を代表して岡本清茂はその業を終えるに当って、系図凡例のなかで次のように述べている。

「本巻のはじめに載する男床以下六人の伝は、氏の新写の系図によらず、ひとへに古系図にしたがいて是をしるす。真蓑、牧麻呂、益雄、真当、門麻呂、此の五人は、古系図に見へずといへども、国史の載するところ分明なり。故に今これを男床以下六人のしりへにつらねて、他日の考案にそなふ。中略。今度三手新写系図の事、三手若衆中議ありて、去る宝永元年より、某等をして其の草藁をつかさどらしむ。依って同三月四日より始めて、四九の日を以ってこれに定め、各講所に参集して、参校をとく。ここに、去る宝永五年の冬に至って功終りて、既に十二巻とす。よりにて同六年の春二月、三月両月の間、清茂これを浄書し、同七年二月に至り、襦紙、菅以下修繕ことごとくおはりて、三月十一日、披露を遂るところなり。なほし今のあやまるところは、後の人またこれをただせと云う事しかなり」。

即ち、賀茂県主は大化前代からその活躍が国史その他の文献に頻出するのであるが、碩学を以って鳴る清茂以下が都合七年の歳月を費やして博搜したにも拘わらず、平安初期の人男床以前の世代は不明のままに残され、他日の考案に備えることとし、後の世代にこれを糺すことを託されたのである。まさに、この空白を何時の日か埋める事は三百年來課せられた賀茂県主一族の責務ともいえよう。

ところが約四十年前の昭和三十七年、日本古代史研究の泰斗であった東京大学の井上光貞教授が「カモ県主の研究」を著されこの疑問に応えられた。ついで、同学の当時北海道大学の佐伯有清教授も大著「新選姓氏録の研究」に携られる傍ら、「ヤタガラス伝説と鴨氏」、「鴨県主の系図」ほかの関連論文を発表され井上教授の論を補強されたのである。これらの研究はたんにカモ県主という一古代氏族の研究に止まらず、カモ県主の原像と存在形態を明らかにすることによって初期ヤマト王権の地方政治制度である県の構造や宮廷のトモの起源と態様を明確にし、同時に大化の改新時代におけるその変容の跡をも解き明かした日本古代史学界の規範となる成果とされている。以降諸学者の諸説が表れているがその根幹は微動だにしていない。

また、井上教授の研究には、日本中世史と古文書学の分野で定評のある地元京都大学の赤松俊秀教授や、当時の賀茂別雷神社宮司で神道学や古文書・故事についての大家であった同族出身の座田司氏氏、やはり同族で東大國史学教室の後輩にあたる須磨千穎氏などの諸氏も力を貸されたことが論文中に記されている。

井上教授の研究の内容は、すでに、須磨教授が同族会刊の「賀茂神主補任史」の棹尾を飾る文章の中で簡にして要を得た紹介をされていて、同族各位の中にはご案内の方も多い

のではないかとと思われる。

私は、昨年と本年の二度に亘って関東地区支部の史談会に出席する場を与えられ、この「賀茂県主の原像」について話す機会を設けていただいた。井上・佐伯両氏の論文は発表後年を経て入手が困難になりつつあり、また専門家向けの学術文献でもあって、賀茂県主後裔の我々には必読の文章であるのにも拘わらずやや縁遠い感もしないではない。

ここに重複と不明を顧みず素人の立場から敢えてその内容をご紹介して我々の先祖の原像の理解に供することとする。幾許なりとも清茂翁の残された課題に応え得れば幸いである。

もくじ

第一部 律令時代のカモ県主—律令官人と神官

- 第一章 いわゆる下鴨系図の成り立ちと史料としての価値
- 第二章 上賀茂と下鴨—下鴨系図は上・下カモ氏の共通の先祖を載せている
- 第三章 神官職の継承と族長権の所在
- 第四章 女性神官齋祝子・齋院の原型

第二部 初期ヤマト政権とカモ県主

- 第一章 県と県主
- 第二章 「カモ県主」と古代国家の主殿寮・主水司
- 第三章 古代「カモ県主の原像」のまとめ

参考資料

- 一、賀茂神官鴨氏系図(井上光貞氏校訂)
- 二、鴨県主・賀茂県主系図諸本の校合(井上光貞氏による)
- 三、鴨県主の系図の譜を読むために一用語の解説
- 四、風土記「賀茂縁起」と日本書紀「頭八咫鳥」の記載

第一部 律令時代のカモ県主—神官と律令官人

第一章 下鴨系図の成り立ちと史料としての価値

—下鴨系図は奈良時代の社家の人々の豊富な古伝を止め記載は形式内容共信憑性が高い—

1 下鴨系図の諸本と系統

① 下鴨系図の諸伝のうち最も古いのは梨木流の「賀茂神官鴨氏系図」である。

井上光貞氏は下鴨系図諸本の成立過程と異同を解明し下鴨系図の校訂を試みられた。

仮称 A~F までの 10 種類の諸本があるが、最も古態を残すのは、共に統群書類従に収める「賀茂神官鴨氏系図」(A 本)と「河合神職鴨県主系図」(B&C 本)である(参考資料 1、2:別紙拙稿「鴨県主・賀茂県主系図諸本の校合」・井上光貞「賀茂神官鴨氏系図」参照)。

② A 本は南北朝時代に梨木流のもとで三つの所伝を繋いで作られた。

その時、自家の所伝の奈良朝中期の豊国以前の部分と、最近の七世代に、平安初期の鯛主以下の系を中に挿んで全体を繋いで作られた。

この時鯛主以下の部分は、上賀茂系図(「賀茂禰宜神主系図」いわゆる重文の「古系図」)の第 3 部・鴨御祖社系図(F 本)を書写したと思われる。F 本と A 本の鯛主以下の記載はただ一点を除いて同一である。上賀茂系図は F 本を含んで鎌倉時代初期にすべて同筆でひとまとまりのものとして成立し、その後室町時代まで余白に書き継いでいる。A 本は、F 本の成立時の鎌倉時代の世系の人名(鴨氏・長之流道文)と、その後書き継がれて偶々上下の位置に配された世系の異なる後代の人名(賀茂氏・久之流師久)を父子関係で繋ぐ過ちを犯していて、このことから A 本が F 本を底本としたことが考証されている。

③ B 以下 E 本までの諸本は A 本に後世書き継いだり、異伝を補ったりして成立した。

2 下鴨系図は他の最古の系図と同じ特色を備えていて形式上も古格に適っている。

① 系図は玉依彦 11 世裔大伊之使命の孫伊幣命の系と弟伊奈目命の二系に大きく分れる

伊幣命の系に対し、伊奈目命の系は時代の特徴を示す人名や位階の点で 3 世代ズレがある。その理由は、それ自体古い所伝のあった 4 世代の多加比以下と 6 世代の目子以下を、系図を作るときに不用意に今の位置に配置したか、その後の転写の過程で書き誤ったかであろう。佐伯有清氏は目子以下の系を 2 世代伊多足尼の孫賀豆に接続するとこの問題が解決するとされる。

② 続柄記載の方法が他の古系図と同じである。

5 世代までの推古前代の名にある「子」「弟」などの表現が 7 名(C 本フツツの人名)にのぼる。これは伊幣系の 6 世代から 12 世代までの奈良時代の 12 名伊奈目系の 33 名も同様である。これは、平安前期の和氣系図の「之子」、次子以下の「次」、海部系図の「児」、次子以下「弟」に類似する。それは、系譜表現の最古の形式とされる古事記の方式が線表示の豎系図の時代になっても残ったものである。因みに、獲加多支爾大王(雄略天皇)辛亥<471>年の稻荷山古墳鉄剣銘記載の意富比埜いほひのから乎獲居おほいけに至る 8 代(其児)、鴨脚家本「新撰姓氏録残簡」鴨県主本系の 8 代(「男」「次」)も同様である。

③ 譜の記載が詳しく最古の様式に類似し、冠位、位階、職掌、人名の構成も時代観が合う。

譜の記載は海部氏系図の「児海部直愛志祝從養老二年至干天平勝宝八年合卅年奉仕」と類似。たとえば、伊幣系の人名:6、7 世代久治良、黒日、五百依→奈良時代前的。8 世代以下、皆麻呂、麻呂、豊国、主国→奈良時代的。伊多足尼、伊賀多足尼、賀豆→5、6 世紀風。

④ 明らかな誤記もある。

久治良、黒日の譜の難波長浦朝→長柄朝。久治良の一町八畝(江戸時代の単位、大宝令にない)→一町八段。氏主の位置(16世代で?)が、承和2年叙爵の子の弘雄と矛盾。真養の子とするD本が正しい。

⑤ 原型図は鯛主以下を除き伊幣系伊奈目系を合せて平安初期前後に書かれた。

伊幣系の鯛主を除く最後尾は継足・国持・永野の12世代、伊奈目系の最後尾は17世代の吉足。3世代のズレを引くと14世代となり、ほぼ同時代となる。2代の差は累代間の自然な開きの範囲。〔佐伯有清氏は、伊奈目系の10世代以前の人名が奈良時代前代の名とする井上氏の見解に疑念をはさみ、3世代のズレを生じた原因とすることに異論を述べ、伊奈目系の世代圧縮は無理とし、伊奈目系は伊幣系より遅れて成立したとされる。〕

9世代の国島は宝亀年間に在世したことがほぼ確かである。12世代はそれ以降半世紀ほどになるが、幼児の記載を考慮すると原型図作成の絶対年代は奈良末、平安初と推定される。

3 奈良朝・平安初期の原型図の成立年代を絞り込む-国史の記載と系図の譜との比較対照

① 10世代真養の国史の記載と譜。

国史に載る真養と系図の馬養は同一人だが国史の記載する位階が譜にはない。

即ち、類聚国史の大同4<809>年11月戊辰条に、

「外従五位下鴨県主真養授外従五位上、従八位上鴨県主目代外従五位下、並賀茂二社禰宜也」とある。ところが、最も神経質になる位階や神職の記載が譜には欠けている。

系図に譜の記載があるのは、9世代までで、10世代以降の人名すべてに譜がない。その理由は、原型図が大同4年以前に成立し、10世代の人達はまだ生存していたと考えるのが妥当である。10世代が50歳代で11世代が二十歳代、12世代が幼年とすると伊幣系が12世代で終わっていることも自然である。

② 9世代津守の国史の記載と系図の譜の記載との差異

続日本紀の宝亀11<780>年4月庚申条に、

「山背国愛宕郡人正六位上鴨禰宜真髮部津守等一十人賜姓賀茂県主」とある。一方、津守の系図には従七位上とあって一致しない。津守の死後に系図が作られたのなら、正六位上でなければならない。この系図は津守の生存中に書かれたと見るべきである。

ただ、その時期を宝亀11<780>年の少し前とするには支障がある。同世代の国島の譜には彼が天応2<782>年=延暦元年まで禰宜であったと書かれている。

ところが、旧姓の真髮部は実はその後の延暦4<785>年5月の「白髮部を諱んで真髮部と改めよ」との勅によってそれ以後に改姓したので、宝亀11年には実際は白髮部であったはずである。続日本紀は延暦4年の事実を前に遡らせて追記しているのである。

正六位の位にもまた追記であるとする宝亀11年に彼が正六位上であったと見る必要はなく、系図が宝亀11年以前に書かれたとみる必要もなくなる。国島の譜との矛盾も解決する。ただ、津守が正六位上で死んだか、または続紀の撰進された延暦16年に生存していて正六位上であったかの二つは動かない。(佐伯有清氏は、鴨禰宜白髮部を<一代限りの母系制>と断ずる井上氏の見解に疑念を呈し、この辺りは世系の繁ざりに錯簡があるとされる。)

③ 伊幣系の系図も、伊奈目系の系図も一括して延暦元~16年の間に成立した。

伊幣系の真養、津守で得た結論は伊奈目の系の最後尾も絶対年代が同じなので、この結論を全体に及ぼして差し支えなく、原型図は一括して延暦年間に成立したと見てよい。

延暦から弘仁にかけては、本系帳の撰進や姓氏録の編纂が進み、カモ社の内部でも平安遷都に伴う社格の上昇などによる急激な変化が及んだ事情が背景にある。原型図はこの時期に成立した(前記の通り、佐伯有清氏は伊幣系の成立には賛意を示しながら、伊奈目系の成立は遅れるとし、一括成立に疑念を呈する)。伊幣系の譜の内容が正確な史実を伝えているように見えるのはこのように原資料の素性がよいからである。

第二章 上賀茂と下鴨

一往古賀茂社は一つでその所在は上賀茂にあった。下鴨社は奈良時代半ばに分立した一

1、最古の文献・山城国風土記逸文には下鴨社の名は現われない。

① 山城国風土記逸文「賀茂縁起」の文が賀茂社に関する最古の文献である。

この文章は、13世紀の^{しやくにほんぎ}釈日本紀や、10世紀初の本朝^{ほんちゆうがつりゆう}月令の中の秦氏本系帳に「賀茂縁起」として引用されるが、地名の表記法や用語から推して^{ほんちゆうがつりゆう}靈龜3<717>年以前に書かれたものと判断される。律令の戸令の50戸1里制は^{ほんちゆうがつりゆう}靈龜3年以後郷里制に切替わったが、^{ほんちゆうがつりゆう}蓼倉里など古い制度のまま記している。和銅6<713>年の風土記撰進の詔勅に人名・地名に二字の嘉称を用いるように命じているが賀茂もまだ可茂と表している。

② この文には下鴨社の名がない。

可茂社の主神は別雷神で上社の祭神である。蓼倉里に三身社があつて下社の祭神、建角身命、伊可古夜日女、玉依日女の三柱を祀ると記すが下社の名は書かれていない。三身社は未だ上社の分社であつたと解せられる(同旨 肥後和男賀茂伝説考)。

2、封戸・神田支給の時期は上賀茂が先行する。その史料から下鴨社の分立が考証できる。

① 下社、<上社に準じて>、御戸代田の加増を奏請する

続日本後紀の承和15<848>年2月辛亥条に下鴨社が御戸代田を上社に準じて二町に加増して欲しいと奏請している。

即ち、当時の御祖大社禰宜の鴨県主弘雄が同日に『去る天平勝宝2<750>年12月14日、御戸代田一町を充て奉る。禰より以降未だ加え奉らず。茲により、年中用途乏しく少なし。別雷社に準じて御戸代田一町の加増を請う』て勅許を得た。また、下社が初めて御戸代田一町を給せられたのは天平勝宝2年であつたことになる。

反面、別雷社にはこの天平勝宝2年以前から御戸代田二町が給されていたことを意味する。それは何時のことなのか？

② 封戸の成立時期も上社が下社に先行している。

鴨御祖社封戸：廿戸 大同元(806)年牒〔新抄格勅符抄神封部〕

内訳 丹波 十戸 天平神護元<765>年9月7日。〔同上新抄格勅符抄〕

山背愛宕郡 十戸 延暦4<785>年11月25日庚申条。〔続日本紀、^{賀茂上下神社充}愛宕郡封各十戸〕

若雷神封戸：廿四戸 大同元(806)年牒〔新抄格勅符抄神封部〕〔小右記、^{寛仁2<1018>}年11月25日条〕

内訳 山背・丹波 十四戸 ^{〔山背4戸、丹波10戸〕}〔小右記同日条、^{初、祝等封上下御社之時、}上御社14戸、下御社10戸〕

山背愛宕郡 十戸 延暦4年<785>11月25日庚申条。〔続日本紀、同上〕

この小右記の「初、上御社14戸」の初とは何時のことであろうか？

③ 上社の御戸代田二町と神戸14戸支給の時期は「久治良」の系図の譜に載っている。

賀茂神官鴨氏系図の第六世代鴨^{かものあがたししくじゆう}真主久治良の譜に、大化年代<5年、649>の冠位の大山下(六位相当)を記し、推古、舒明、皇極、孝徳、斎明の各朝に官司として仕え、また、7年間祝を務め、古(右)人時、神戸14畑、神田一町八畝(段)□□□□充奉との記載があるのがその謎に答える。上社の神田約2町^{〔約は段〕}、神戸14戸の支給は久治良の時に遡る。この事は同時に久治良が上社の祝、正確には「上下分離前の時代の賀茂社」の祝であつたという重大で意外な事実をも示す。賀茂社はその時未だ一つであつた。

3 唯一の賀茂社は上賀茂にあった。正倉院文書にその証がある。

① 当時の賀茂社の祝の居所が山背国賀茂郷岡本里にあったと正倉院文書に記される。
正倉院文書のなかに「優婆塞貢進文」という一群の史料が残っている。これは、得度に当って提出され、得度希望者の資格を審査する資料の一つである。そのなかに、天平6<734>年7月27日付の鴨県主黒人の優婆塞貢進解(大日本古文書1-583)があって、年23、本貫が山背国愛宕郡賀茂郷岡本里戸主鴨県主皆麻呂戸口と記されている。

別の史料で、岡本里は上賀茂神社から一里(約600m)とある〔続日本後紀天長10<833>年条に賀茂社の神宮寺がここにあったと記す〕。賀茂郷岡本里は今の京都市北区上賀茂岡本町の辺りにほかならない。その一戸にこの二人の居所が当時あった。

② この鴨県主皆麻呂は賀茂神官鴨氏系図にある五百依の子の皆麻呂と同一人であろう。
その譜には和銅3<710>年から3年間賀茂社の祝であったと記されている。当時の一戸はおよそ20名程度の規模である。彼の戸はおそらく神戸14戸の中の一戸であったであろう。上賀茂に住み、そこに戸主として本拠をおく彼が勤めた賀茂社は上賀茂の地にあったと考えるのが自然である。唯一の賀茂社は上賀茂にあった。

4 下社の分立の時期は天平十八(746)年

① 御戸代田一町を賜った天平勝宝2<750>年に近い時期である。

鴨御祖大社禰宜弘雄は御戸代田一町をはじめ賜ったのは加増の奏請状に天平勝宝2年と述べている。財政基盤ができた時期と分立の時期に余り隔たりはないだろう。

② 系図の祝、禰宜補任の譜から更に絞り込める。

鴨氏系図には神職継承の次第が記されているがそれには一定の規則が読み取れる。必ず祝を勤めた後禰宜に就任している。

③ 鴨県主国島・主国・豊国の神職継承の時点が分立の時期にあたる。

天平18<746>年皆麻呂の子国島が祝に就任する。同時に前祝の主国は禰宜に就任した。「右人の時天平神護元を以て封戸拾烟を大神に給し奉る」との主国の譜と先の新格符抄の下社への封戸給付の記事が一致する。国島、主国が就いたのは下社の祝と禰宜であり、主国の兄豊国はそのまま上社の禰宜に残ったと解せられ、この時下社が分立した。これは下鴨系図は実は上下社家共通の先祖を載せていることをも意味する。

5 分立の理由は国家の宗教政策である。

① 朝廷が賀茂社の強大化と民衆の人気の増大に対して打った手である。

賀茂社は文武から天平にかけて諸国人の畏敬を集め、祭りには多数の民衆が集まり騎射などを楽しみ殷盛を極めた。万葉集にも坂上郎女の歌の題詞に「天平9<737>年夏4月大伴坂上郎女、賀茂神社を拝みつる時…」とあるほど奈良からも参詣している。朝廷はすでに、文武朝のときから、屢、国司に検断を加えさせている。国政に対する民衆の不穏な風潮の高まりを恐れて分立に踏み切ったと見られる。

② 賀茂朝臣氏の影を指摘する学説もある(直木孝次郎教授「賀茂社と神祇官」豊後県史)。

丁度この時期はもうひとつの賀茂氏、葛城の賀茂朝臣氏の神祇官への進出と重なる。天平18年、鴨朝臣石角が従五位下で主殿頭として鴨県主の上に立ち、田守が土佐守として土佐から高賀茂神を復祀して高賀茂朝臣の姓を賜い、神祇大副の地位を一族で継承して全国の神社を統轄する立場を占め、また、陰陽道への進出の発端も見られる。

第三章 神官職の継承と族長権の所在

カモ県主の神官継承法は当時の地方豪族の族長権が複数の家系の次第転補であった実例である

1 古代カモ社の神官継承法

① カモ社の神官継承表

世代	人名	続柄	禰宜在職年代	祝在職年代	注 記
⑥	久治良	伊幣命曾孫・ 伊奈世命孫		難波長柄(孝徳)朝(645～654)合7年。	父の名不詳□□□豆(鴨県主家伝は賀止豆)。齋祝子 ^{まいつこ} 浄刀自女。大化5(649)年大山下の冠位を帯びる。
⑦	板持	久治良の次男	飛鳥後岡本(656～661)朝		
⑨	宇志(牛)	賀豆五世子孫		大津(天智)朝(661～671)	佐伯説では⑧世代。庚午年籍(天智9年)祝部賜姓
⑧	皆麻呂	五百依の子、 久治良孫。		和銅3年から3年(710～713)。	齋祝子 真吉女。
⑧	吉備	黒日の子、久治良の孫	天平7年(735～742)天平13年合7年。	奈良朝祝仕奉とのみ。年不詳	
⑨	豊国	吉備の長子	年限不詳(天平13～?)		C 本の譜に禰宜とあり、天平18年以降も上社禰宜に止まる?
⑨	主国	吉備の次子	天平〇〇年より天平神護3(767)年まで	天平18(746)年迄祝?	〇〇年は天平18年?祝は分立前のカモ社。禰宜は下社(勝宝2年御戸代田一町を下社に給わる)。
⑩	国嶋	皆麻呂の子	天平宝字2年(758～770)合12年、天平神護3年(767～782)天応2年迄。	天平18年(746～758)天平宝字2年合12年。	齋祝子麻都比女、継虫女。社職は下社の職。

注)井上光貞氏「カモ県主研究」論文所載の系図を図表化。佐伯有清氏は、鴨県主家伝、齋官家譜、鴨氏旧譜などから神職次第の明確な系譜を復元されているがここではふれない(同氏著「新撰姓氏録の研究」考証編第六参照)。

② カモ神社の神官職は一戸の父子相伝ではなく広範囲の親族が資格をもっていた。

上の表で禰宜、祝の就任期間に空隙がある。禰宜では板持と吉備の間50年。祝の久治良と皆麻呂の半世紀。これらは系図外の一族の戸のものから出たと見るべきである。

久治良と皆麻呂の空隙を埋めたのは遠縁の宇志である。

系図からかりに鴨県主氏の籍帳を復元すると、

7 世代：1 戸(黒日・板持・五百依兄弟とその子孫)

8 世代：2 戸(吉備・東人兄弟とその子孫)、(皆麻呂・麻呂兄弟とその子孫)

9 世代：3 戸(豊国・主国兄弟とその子孫)、(国嶋とその子孫)、(津守・家守兄弟とその子孫)となるが、それ以外の戸から幾人かの禰宜・祝が出ていたであろう。

③ また、下社の禰宜は先ず祝となってから禰宜になる慣習が読み取れる。

下社は、その後もこの慣例が昌泰 3<900>年に叙爵した真吉まで続き、その子の惟秀が禰宜家に春秀が祝家に分かれた。上社では宇志の子孫の祝部氏が祝に就いたが長元年間<1028~1037>に、祝部元延のとき、禰宜安頼の推挙で賀茂氏に改姓した。

④ 平安初期には、兄弟で上下両社の禰宜を勤めたらしい例がのこる。

奈良時代末の吉備の子の豊国(上)と主国(下)兄弟を筆頭に、主国の子真養(下)と目代(上)、氏主の子広雄(下)と広友(上、下)などである。それらの系図は鳥居大路家所持の本とされる祀官系図所収の賀茂系図に記されている(無窮会文庫蔵)。

2 鴨県主の神官継承法は古代地方族長に一般的な慣例であった。

奈良時代の地方豪族でも鴨県主家の神官継承とおなじく、族長となる資格は嫡子相続ではなく、広範囲の親族におよんでいてピラミッド型の強力な族長権は成立していなかった。郡司選任に関して聖武天皇が国司に出したつぎの詔勅はそのことをうかがわせる(続日本紀天平勝宝元<749>年 2 月壬戌条)。

もともと、国司による郡領の補任に当っては、旧国造家など、有力な在地豪族の譜第の優劣・身才の能不、舅甥の列、長幼の序をはかって式部省に申告することになっているが、「その族、門多くして苗裔なお繁く、濫訴次ぎ無く、各々欲するところに迷う」ありさまであった。そこで方針を一変して、「立郡以来の譜第重大の家を簡定して嫡々相続させ、傍親を用いることなからしめる」こととした。かつて山城地方の県主として巨大な力をもった鴨県主もこの例外ではなかったことを神官職の継承法は示している。紀伊、出雲についても同様の例が報告されている。鴨県主の系図に示される神官継承法は族長層の継承法を示す有力な実例となる。

第二部 初期ヤマト王権とカモ県主

第一章 県と県主

1 初期ヤマト王権の国制

宮廷内の^{とも}伴・直轄田の^{みた}屯田・^{あがた}県の三つの基盤があった。始まりは共にヤマト王権の成立期の四・五世紀に遡る。

2 県・県主

県はヤマト王権の成立期に王権と並存した地方の豪族(クニ・クニヌシ)のうち、最初に統属した族縁集団。アガタはそのようなクニに対する王権側の呼名である。

県主はその首長。大化以後は姓(姓)の一種として残る。同族の一部を伴(トモ)として内廷に出仕させ、また、魚穴、蔬菜[^魚鱧]、薪炭[^炭薪]、灯油、水氷[^氷水]など一定の物品を貢納した。

また、領域の一部を割いて、王権の直轄田の屯田を供御料田として認め、屯田を耕作する^{くわぼろ}鋤丁を提供した。

王権の県に対する支配は県主の人格を通して行われ(伴造^{くわいぞう})、かつ以上の事柄に限られた。県主も未統属の国主と同じく、領域支配と県神社の祭祀を維持した。

六世紀以後に、大和朝廷が一円支配を拡大した時、他の国主は国造(くにのみか)として編成された。ヤマト王権成立時のクニから令制の郡に至るには次の四つの過程があった。

(1)クニヌシ(2)アガタヌシ(3)クニノミヤツコ(4)郡(評)司

かつて県を国の下部組織としたり、県主を国造の下位に置く考えもあったが現在では王権への帰属時期の新古の差であるとする見方が支配的である(鎌田元一「日本古代のクニ」)。

3 県の分布

越前、尾張、美濃以西の西日本の政治、文化、経済上の要地に集中する。特に、倭、河内、摂津、山代、吉備、筑紫などに多く、大和王権の瀬戸内海ルートへの勢力伸張の過程に対応している。九州では、津嶋(対馬)、壹伎(壹岐)、怡土(伊観)、儼(那)、崗(塙躬)、水沼、上妻、山門、上膳、直入、嶺、末羅、杵嶋など、畿内と同じく、後の郡名に対応し、しかも魏志倭人伝のクニの名に由来するものがあって三世紀から存続していることをうかがわせる。

県主の多くはは、大化改新後もひきつづいて世襲の郡司(郡大領)としてとどまった。

4 宮廷のトモ(伴)

宮廷で王に従者として近侍して職務を分掌するものをトモ(伴)、トモノヲ(伴緒)とよんだ。大伴・佐伯(伴)、中臣(伴、^伴忌部、^伴氏も)、土師(伴)などの氏、秦、漢などの帰化氏族、猿女、玉作、倭文、海犬養、猪使などの職業氏族、そして畿内の県主層などが王権に奉仕した。殿守(殿舎・灯火・典章・國度の管理運用=軍持、葛野鴨県主)、掃守(殿舎の清、掃=掃部)、水取(清水、氷の調運=字、陀・高市・葛野県主)、膳夫、倉人、史、門守、神伴、土作、犬飼、猪飼などの職務があった。

これらの慣例は、大化改新後の律令制のもとでもトモの遺制をとどめる^{なおい}名負の^{うじ}氏として残った。

この章の参考文献[上田正昭「アガタ及びアガタヌシの研究」、井上光貞「カモ県主の研究」、佐伯有徳「鴨県主氏の系図」、平野邦雄「ヤマト王権の成立と古代国家」、鎌田元一「日本古代のクニ」]。

第二章 「カモ県主」と古代国家の主殿寮・主水司とのもりょうもひとりのつかさ

1 カモ県主と〈とのもり〉・〈もひとり〉

① 主殿寮とカモ氏。カモ県主が大化前代からの伝統を継いで、令制以後も宮内省の主殿寮に、殿部の伴部として職を世襲していたことが確認できる。(i)「賀茂神官鴨氏系図」上の人名の譜の記事。鴨県主久治良：岡本朝(鴨)、飛鳥板蓋朝(鴨)両朝に殿寮に仕えた後大化の代に冠位大山下(六位相部)を帯び賀茂社の祝(はかり、当時賀茂社神職の最高位)になった。大二目命(久治良の3世代前の人物)：子孫が鴨建津身命社を奉斎して、主殿寮、主水司に名負の氏として仕えた。(ii)平城宮出土木簡に御炬(み)・鴨国島(鴨時代、下社の祝・禰位を勤めた国島と同一人物)とあり(iii)三代実録(元慶6年12月条)に主殿寮の伴部の殿部の定員40人は日置・子部・車持・笠取・鴨の「負名五氏」から採る習いとある。

② 葛野主殿県主とカモ県主。日本書紀(神代)にしるす頭八咫鳥の後裔の葛野主殿県主部と、風土記の賀茂建角身命の子玉依日子の後裔賀茂県主は同一の氏とみなされる(吉川真司京大助教授は異説、もと葛野・乙訓などを領有していた葛野県主に後志木から来た鴨氏が婿入りしたとする)。県主一般と同様、地名の葛野が原名であったが領域支配を失い神官化して葛野の名が消えて神官を示すカモとなった。八咫鳥も建角身命も天皇の前に立って導いた話の内容は類似(佐伯清氏はヤタガラス伝説は県主時代からの天鳥に供奉して愛宕開拓するトモとしての語めの伝統を具象化したものとする)。葛野はもと葛野・愛宕・乙訓などを含む広い領域であった(異説あり、葛野郡に因む佐伯教授)。

2 主殿寮と鴨氏の職務

① 薪炭の供給。平安初期の主殿寮の官人の五つの職掌と負名五氏の関係を対応させると鴨氏は松柴(薪)と炭療(庭火)を世襲の職としたことが分る(佐伯教授、井上教授前掲書、職員令、貞観儀式の大嘗会の条)。

② 主殿寮の料地と賀茂社社地の近接、交錯。平安朝の古記録にある主殿寮の薪炭供給の料地が上賀茂社の近辺に集中している。北山(現岩倉)、大原山(現大原)、小野(現雲ヶ畑)、神山(貴布禰)など。平安初期の上賀茂社領の北限は梅原山の線(現鞍馬二の瀬)以南(淳和11年大嘗會符)で、これらに近接する。このことは、もとカモ県主がこれらを含んだ葛野県を一円支配していた時代に殿守として大和王権内廷に薪炭を供給していたのが、県の支配を失った後も主殿寮の料地として残った由来を示している。

3 カモ県主と主水司

① 主水司との関係の実例。(i)「賀茂神官鴨氏系図」上の人物の譜の記載。黒日(孝徳朝の主水司の水部、小藤<小初位>の冠位)、吉備(奈良朝前期主水司の水部、後醍醐、福宜、大初位上)、麻呂(主水司の水部から中務省の監、物、石見国安生、従七位上)、津守(位子、主水司の水部40年、延暦年間正六位上)。大二目命(子孫等主水司名負となる)など。(ii)主殿とおなじく、職員令に主水司の伴部に水部40人で、また、名負いとある(御祭三代格、弘仁7年官制)。この職が県主時代の伴造のトモに由来する事は主殿とおなじ。

② 主水司の職掌。職員令に(i)樽水・餠粥(せんじゆ)を掌る。樽水は供御に供する飲料水。御井を領し御井神を祭る。餠粥は供御のかゆ。また、(ii)氷室(天然の水を採取し保管する室)をあずかる。水戸144戸が交代してあたる、とある。要するに清水と氷をつかさどった。

③ 氷室の所在は上賀茂社周辺に集中。畿内に十所二十一室(異説)。分布は山城6、大和、河内、近江、丹波に各1。山城の6は愛宕5、葛野1、と上賀茂社の近辺に集中。

愛宕は小野(鴨二)、土坂(上賀茂西、北一里)、石前(上賀茂社、西二里)、栗栖野(上賀茂西、半町)、など。他も愛宕、葛野、丹波でいずれも上賀茂社に由緒あるところ。主殿寮の料地と同じく上古のカモ県主時代の葛野一円の支配とトモの遺制であることをしめしている。

④ 天皇が大嘗會・新嘗神事で天羽衣を着て御槽に入り、これに主殿、主水が関わるが、賀茂祭神事にも天羽衣や火炬きをするとあり(年中行事の秘抄)、鴨氏とのかかわりを示す。また、伊勢斎宮の忌火庭火祭にも鴨氏が関わったとの指摘がある(佐伯教授前掲書)。

第三章 古代「カモ県主の原像」のまとめ

1 大化改新以前の時代の<カモ県>の構造

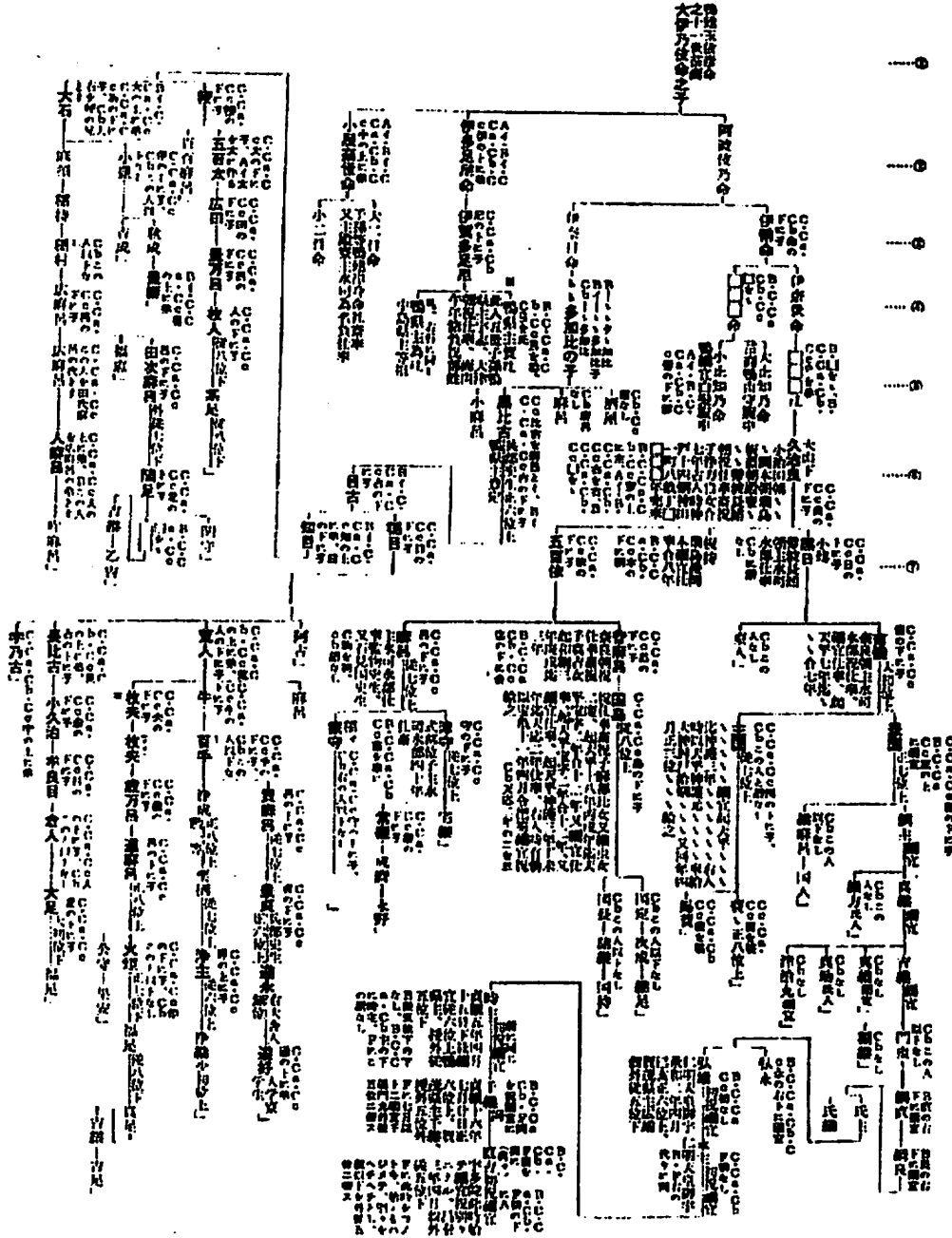
- ① カモ県主の原名は葛野(か)県主。鴨川と高野川の潤す葛野一帯を支配地域とする(高野は後の高野、乙訓、愛宕、紀伊などの諸郡を含む北山一帯の称)。
- ② 住居とカモ神社。県主一族は今の上賀茂社の近くに居を構え(和銅時代の備前神社祭主野麻呂が愛宕郡賀茂郡岡本里に住んだと正倉院文書の儀禮儀費通解にある。)、水源の神貴布禰の井の神を奉斎した(祭神の丹塗矢について三説。井上教授、肥後和男、大和岩雄、座田元吉司は貴布禰説、風土記は乙訓火雷神<角宮社>の神。本居立保、伴信友は大山神神<松尾、日吉大社祭神>説。)。上賀茂社が往古唯一のカモ社。神社の性格は他の県主が祭る県神社と同じ存在であった。
- ③ 族長権の所在。県主一族の支配的諸家族間で継承され、嫡子相続ではない(皇位や、古代) 豪族に共通)。単なる権力支配でなく呪術宗教的支配も残す。行政的支配の男君(男君)と宗教的女君(斎祝子・忌子<さいご>、いつきのはふりこ)との二元的な二重王権(玉依日子と玉依日女、奈良前期の祝の人名には斎祝子の名も併記されている)の形をとる(阿礼乙女、若院にのこる)。
- ④ 大和王権のなかの県主。天皇家の内廷に必要な物質と労働の基盤。県主の族長を介して県の土地人民を掌握し、恒常的な貢納と労役の関係を築く。鴨県主の場合は県主の族長が伴造(伴造)的立場にたち、一族の若干をトモとし、支配する山地から薪炭を、氷室から清水と氷を内廷に貢納。その他の貢納関係の痕跡も残る(姓氏録に備・賀茂県主の同族に祝部・文部・矢部、部・西園部などがある。延喜部、比戸などに關係)。

2 大化の改新による<カモ県>の変容

一改新に始る律令制の展開とカモ神社の県神社から地方大社への発展が要因一

- ① 葛野県主からカモ県主へ。県主の族長はカモ社の神官家となる(同時にカモ県主即ち神の県主の名が出現。神の古訓カモアガタヌシがカモアガタヌシに転じたとされる<井上教授>。カモは愛宕郡賀茂郡に因むとの異論もある<佐伯教授>)。
 - ② 賀茂社の勢威の増大と二分。文武~天平の間(風土記逸文は天武終息の豊饒と祭の始めを敬明 28<567>年とする)に諸国人の畏敬を集めて四月の賀茂祭がにぎわい(万葉集に女流歌人大伴坂上野女が参詣した歌がある)、屢々国家が干渉する(廢村を禁ず、山背国) 司が鎮座。親日本紀)。天平18年~天平勝宝2年(746~750)の間に国家の宗教政策から賀茂社を二分し、以前の藤倉里の分社を下鴨神社として格上げして経済的に保護。上社の神官家から下社の神官を任じる。
 - ③ 両賀茂社の神官。カモ県主家の族長であった神官家から国家が補任(孝徳朝の藤原氏) 久治良が祝に)。一族の一定の範囲から選んだが、嫡子相続は平安中期以降。
 - ④ 王城鎮護と斎院、祭祀権の移動。平安遷都後、王城鎮護の役割。カモ県主氏の女性神官(神社祭主の主体)の斎祝子に代わり、皇室の未婚の内親王を斎院とする制を設置(後鳥羽朝まで)、皇室がカモ社の祭祀権を掌握(伊勢神宮と同じく中) 祀とし、勅祭とする)。
 - ⑤ 神官化と領主権の喪失。律令制の地方制度大改革で地方官<県主>の権限を失い、県一円に対する国や県主の領主権はともに失う(宝龜11年に藤原直白兼部を賀茂県主と改姓。県主は地の名称になる)。カモ県主の支配は神社周辺社地に限定。山林、氷室など特殊な地帯の領主権は内廷の官司を改編して律令制の宮内省の諸官司の主殿寮、主水司に引き継がれた。
 - ⑥ 名負いの氏、殿部・水部の伴部。県主家は朝廷の官制と無縁の神官と化したのが、伴造制が律令官司に引き継がれ殿部、水部のトモの遺制としてのこり、主殿寮・主水司の伴部として鴨県主一族が「名負いの氏」として勤めるならわしであった(非職人、北面、使番、歌歌、節大夫などの名称の地下官人として明治維新まで続いた)。
- 本章の参考文献[井上光貞「カモ県主の研究」<日本古代国家の研究>、佐伯有清「鴨県主の系図」<古代氏族の系図>、岡「新選姓氏録の研究」、岸俊男「山背國愛宕郡考」<日本古代文物の研究>など]。

賀茂神官鴨氏系図・通称「下鴨系図」 井上光貞校訂



参考資料二

鴨県主系図諸本の校合(井上光貞「カモ県主の研究」より図表化)

番号	名称	所在	内容のあらまし	書誌・摘要
A	賀茂神官鴨氏系図	続群書類従所収	鴨建玉依彦命之十一世孫大伊之岐命以下弘継、弟祐茂、祐雄、祐夏、祐守、祐興 <small>(皇統二年九月辛)</small> 迄。梨木流主体。	所伝の残る奈良朝豊国以前と最近7代の間にF本綱主以下を挿入、南北朝成立 <small>(皇統)</small> 。
B	河合神職鴨県主系図	続群書類従所収	A本と同内容。後を書継ぎ永祐 <small>(皇統七年)</small> の五人の子 <small>(その一人は祐之)</small> で終わる。	古写本未詳。祐之の纂 <small>(皇統)</small> ?異本校合の跡 <small>(皇統)</small> 。
C	賀茂御祖皇太神宮禰宜河合神職鴨県主系図	内閣文庫蔵 <small>(加茂・社本・松尾・住吉・大伴系図四十葉のうち六葉)</small>	大伊之岐之命に始まり祐之の時代で終わる。	浅草文庫蔵印。 <small>(明治十七年十一月廿七日開了。土岐政幸の贈附)</small> B本に同じ。
Ca	同上	座田司氏蔵 山根輝実所持本	C本とほぼ同じ。	弘化二年座田太氏書写。
Cb	賀茂系図	青木陳実本	神皇産霊尊命・建角身命・玉依彦命/玉依姫命に継ぎ十代経て大伊之岐命とす。	伴信友所見の三本の中の一か?
Cc	同上	同上	大伊之岐之命に始まり奈良平安初で終わる。	Cb、Cc二本は座田司氏Ca校合。
D	鴨県主系図本源	上賀茂神社(現賀茂県主同族会)蔵 戸田保遠/保憲所持之本	高御産霊尊命・神皇尊霊命に始まり四代後賀茂建津之身命、次いでCb諸神を経て大伊之岐之命、その後は大略ABCに似るが付会牽強の跡が多い。	泉亭俊春 <small>(深田)</small> 編か?市惟頭書写。泉亭家系の本。善本に非ず <small>(井上)</small> 。
Da	系譜	大住壮夫蔵 鴨社林家蔵印あり	Dと同様。他に梨木、林、南大路、田中等諸流を加える。	同上。Db本あり(青木陳実蔵本と校合)
E	禰宜家家譜	東急文庫蔵 (元久原文庫)	梨木祐之、泉亭俊春で区切り <small>(皇統)</small> 、あと書継ぎ。叙述体だが、BC本と同じ。	康廉縣主 <small>(皇統)</small> の本か?(鴨林蔵本・康廉之印)
F	鴨御祖社系図(下鴨禰宜祝部系図)	賀茂県主系図(所謂古系図)の第三 <small>(皇統 1,6)</small> 第四 <small>(皇統 1,08)</small> 部として記載。	綱主 <small>(第十代平安初期)</small> に始まり奈良時代前を欠くが、この本がA本の底本と見られる <small>(A本はF本の前後に豊国以前の代と最近七代)を繋ぎ南北朝初に成立。</small>	「古系図」と一緒に鎌倉中期成立。 <small>(古系図は清平・藤平まで一筆、鎌倉初期成立。桓平以下空町中期まで書継ぎ。)</small>

1 冠位と位階

冠位制は冠の色や材料で官人の階等を表す制度。推古十一年から天武十四年の間、五度に亘って改訂。大宝元年の大宝律令以降は親王四、諸王十四、諸臣三十階の位記一本立てとなった。

イ) **大山下** 鴨県主久治良の帯びた大化五年の冠位。位階の従六位～正六位に相当。

ロ) **小建** 鴨県主黒日の帯びた天智三年の冠位。冠位最末尾。

ハ) **外位** 大宝令の位階 30 階(内位)のうち、正五位上～少初位下の 20 階に設けた傍系の位階。郡司、軍毅、国博士、国医師、帳内、資人に任用された、地方豪族に授与。待遇は内外同等であったが、神亀 5 年には内五位の下にして内位昇進の抑制に用いた。鴨県主は概ね外位に叙した(鴨県主真養授外従五位上)。

ニ) **蔭位・蔭子孫** 律令制下天皇親族・貴族の子孫が父祖の地位により位階に直叙される制度。

ホ) **位子** 律令制下、内六位以下八位以上のものの嫡子。21 歳以上の者は簡試をうけ、3 等に分け、式部省・兵部省で簡試・試験の上、大舍人、兵衛、使部に任用されさらに昇進していく。任用されない者も式部位子、兵部位子として留省して考撰の対象となった。鴨禰疑白髪部津守(式部位子)・鴨県主道永(無位、右大舍人)。

2 **官人** 律令制で、**主典**以上の中央諸官司、大宰府・諸国司などの**四等官・品官**に任じられる官僚を指す。その他、広義には史生以下の**雑任**や郡司、軍毅などに在任する者をも指した。史生は文書の作成、署名の取得など書記の職掌を持つ雑任の一。神祇官・太政官・八省や諸国に配属。Ex 鴨県主麻呂(監物史生、又石見国史生)、鴨県主豊貞(兵部史生)。兵部は兵部省、式部は式部省、監物は中務省の官名。

イ) **太政官** 賀茂県主立長の左少史、左大史は太政官の職名。四等官で少納言の下(主典)。

ロ) **神祇官** 太政官と並ぶ律令官制の二官。天神地祇の祭祀の執行と、諸国の官社、それらの祝部の名帳と神部の名籍の管理に当る。伯(長官)、大副・少副(次官)、大祐・少祐(判官)、大史・少史(主典)。伴部に**神部**、**卜部**。

3 **主殿寮**[どのもり]**・主水司**[みづのつかさど]**・殿部**、**水部** 律令制でともに**宮内省**に属する官司。

イ) **主殿寮** 宮中の殿舎清掃、灯火管理、湯の供進、行幸の乗物・笠・帷帳などの諸設備を担当。四等官のほか、伴部として**殿部**がある。品部は付属せず、驅使丁を配属。日置、子部、車持、笠取、鴨の 5 氏が**負名氏**として仕えた。11,12 世紀以降山城国散在田畠・葛野郡小野山、諸国の**便補保**に主殿領が形成された。

ロ) **主水司** 宮内省に属し、樽水(御井)、饘粥(粥)、氷室(氷)などを管掌。伴部の**水部**、**品部**の水戸が所属。負名氏は鴨氏。長官の**主水正**は鎌倉時代以降は清原氏の世襲となる。山城、河内、大和、丹波の氷室、氷室田を支配。

4 神田・封戸・郷里制・戸・籍帳

イ) **神田** 神社永代所有地。記紀はみとしろと訓。大化以前の成立、令制では班田収受の対象外。輸租田だが租はそのまま本主の神社に入る。直営か賃租により経営され収入は神税とし貯蓄し、祭祀、修造、神職の俸禄に充当。

ロ) **封戸** 律令制で、上級貴族、寺社に与えられた給与。大化前代の部民制が起源。**食封**とも。封主に 50 戸(1 里)を単位とした戸を与え、田租の半分と庸調を収入として与

えた。国司が封主に調庸の納入を請負う。

神社の場合は神戸、神封ともよび、伊勢、宇佐などは1000戸を超えた。

ハ)郷里制 律令制の戸令50戸一里制を改めた靈龜3年以降天平11年迄の間の地方行政制度。里を郷と改め2~3の子里を置く。

ニ)戸 令制で、全国の人民把握のための社会集団単位。5戸で保、50戸で里(後の郷)を構成。戸主、親族(戸口)、寄口、奴婢を含む平均20数人の大家族。

ホ)籍帳 戸籍と計帳。令制下の最初の造籍は庚午年籍(670)。

戸籍は戸毎に戸口の姓名、続柄、年齢を記し1里1巻6年毎に作成。3通作成し、一通を国、二通は民部・中務両省が保管。正倉院文書に残る。

計帳は令制下で国司が調庸收受のため毎年作成し太政官に提出。目録(総計)、計帳歴名(戸毎の個別集計)からなる。戸毎に出す手実がもとになる。

天平5<733>年頃の山背国愛宕郡某郷計帳に鴨県主豊足、豊麻呂、豊次など8名の鴨県主一族の氏名が見える(寧楽遺文上173、174)。岸俊男氏は、某郷を錦織郷(左京区東山三条辺)、粟田郷(左京区岡崎辺)に比定される。

5 神社祠職 神主:神職の最高位。令制で官社(度会、宗像、大神、大倭)におく。勅により太政官が補任。

禰宜:神主に次ぐ神職。上記の神社以外では最高職。

祝:神主、禰宜に次ぐ神職。令制では国司が神戸から選んだ。

6 優婆塞・優婆塞貢進文 優婆塞:得度以前の段階の在俗の仏教者。令制下得度は官許を要す。僧尼について学問・修行する者。

優婆塞貢進文:得度を求め政府に出す文書。俗名、年齢、本貫、浄行年、読誦可能の経名、師名を記す。正倉院文書に天平六年の山背国愛宕郡賀茂郷岡本里戸主鴨県主皆麻呂戸口鴨県主黒人の優婆塞貢進解(寧楽遺文下509)が残っている。解は下位の者が上位の者へ提出する文書。

参考資料四

山城国風土記逸文「賀茂縁起」と日本書紀「頭八咫鳥」〔秋本吉郎校注「風土記」坂本太郎 井上光貞他〕
校注「日本書紀」(共に日本古典文学大系)より〕

1 賀茂社

山城の国の風土記に曰はく、可茂の社。可茂と称ふは、日向の曾の峯に天降りましし神、賀茂建角身命、神倭石余比古の御前に立ちまして、大倭の葛木山の峯に宿りまし、彼より漸に遷りて、山代の国の岡田の賀茂に至りたまひ、山代河の隋に下りまして、葛野河と賀茂河との会ふ所に至りまし、賀茂川を見過かして、言りたまひしく、「狭小くあれども、石川の清川なり」とのりたまひき。仍りて、名づけて石川の瀬見の小川と曰ふ。彼の川より上りまして、久我の国の北の山基に定まりましき。爾の時より、名づけて賀茂といふ。賀茂建角身命、丹波の国の神野の神伊可古夜日女にみ娶ひて生みませる子、名を玉依日子と曰ひ、次を玉依日売と曰ふ。玉依日売、石川の瀬見の小川に川遊びせし時、丹塗矢、川上より流れ下りき。乃ち取りて、床の辺に挿し置き、遂に孕みて男子を生みき。人と成る時に至りて、外祖父、建角身命、八尋屋を造り、八戸の扉を堅て、八腹の酒を醸みて、神集へ集へて、七日七夜楽遊したまひて、然して子と語らひて言りたまひしく、「汝の父と思はん人に此の酒を飲ましめよ」とのりたまへば、即て酒杯を挙げて、天に向きて祭らむと為ひ、屋の葺を分け穿ちて天に升起き。乃ち、外祖父のみ名に因りて、可茂別雷命と号く。謂はゆる丹塗矢は、乙訓の郡の社に坐せる火雷神なり。可茂建角身命、丹波の伊可古夜日売、玉依日売、三柱の神は蓼倉の里の三井の社に坐す。(釈日本紀巻九)

2 賀茂乗馬

姨、玉依日子は、今の賀茂県主等が遠祖なり。其の祭祀の日、馬に乗ることは、志貴島の宮に御宇しめしし天皇の御世、天の下国挙りて風吹き雨零りて、百姓含愁へき。その時、卜部、伊吉の若日子に勅して卜へしめたまふに、乃ち卜へて、賀茂の神の祟なりと奏しき。仍りて四月の吉日を撰びて祀るに、馬は鈴を係け、人は猪の頭を蒙りて、駈馳せて、祭祀を為して、能く禱ぎ祀らしめたまひき。因りて五穀成就り、天の下豊平なりき。馬に乗ること此に生まれり。(本朝月令所引秦氏本系帳)

3 三井社

又、曰はく、蓼倉の里、三身の社。三身と称ふは、賀茂建角身命、丹波の伊可古夜日女、玉依日女、三柱の神のみ身坐す。故、三身の社と号く。今は漸に三井の社という(釈日本紀巻九)。

4 頭八咫鳥

既にして皇師、中洲に趣かむとす。而るを山の中嶮絶しくして、復行くべき路無し。乃ち、棲違ひて其の跋み涉かむ所を知らず。時に夜夢みらく、天照大神、天皇に訓へまつりて曰はく、「朕今頭八咫鳥を遣す。以て郷導者としたまへ」とのたまふ。果して頭八咫鳥有りて、空より翔び降る。天皇の曰はく、「此の鳥の来ること、自ずからに祥き夢に叶へり。大きなかな、赫なるかな。我が皇祖天照大神、以て其業を助け成さんと欲せるか」とのたまふ。是の時に、大伴氏の遠祖日臣命、大来目を師みて、元戎に督将として、山を踏み啓け行きて、乃ち鳥の向かひの尋に、仰ぎ視て追ふ。遂に菟田下県に達る。(中略)二年の春二月の甲辰の朔乙巳に、天皇、功を定め、賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて云々、(中略)又、頭八咫鳥、亦賞の例に入る。其の苗裔は、即ち葛野主殿県主部是なり。(日本書紀卷第三 日本書紀)